

令和元年度 第3回

古賀市国民健康保険運営協議会

会議資料

令和2年1月24日

【議事】

1 国保事業費納付金の報告について

2 その他

1

国保事業費納付金の報告について

1. 古賀市の納付金額の本算定結果(一般分)

(1) 1人当たりの納付金額

	R2年度	対H28 伸び率
平成28年度納付金相当額(決算ベース)	119,129円	
令和 2年度納付金額(激変緩和前)	135,021円	113.3%



令和 2年度納付金額(激変緩和後)	131,399円	110.3%
-------------------	-----------------	--------

※古賀市は、平成28年度より令和2年度の金額が上回るため激変緩和措置(平成28年度比110.3%)対象となる。
1人当たりの納付金額は、市町村の保険料(税)収入には関係なく、国保運営に必要な金額を基に算出したもの。

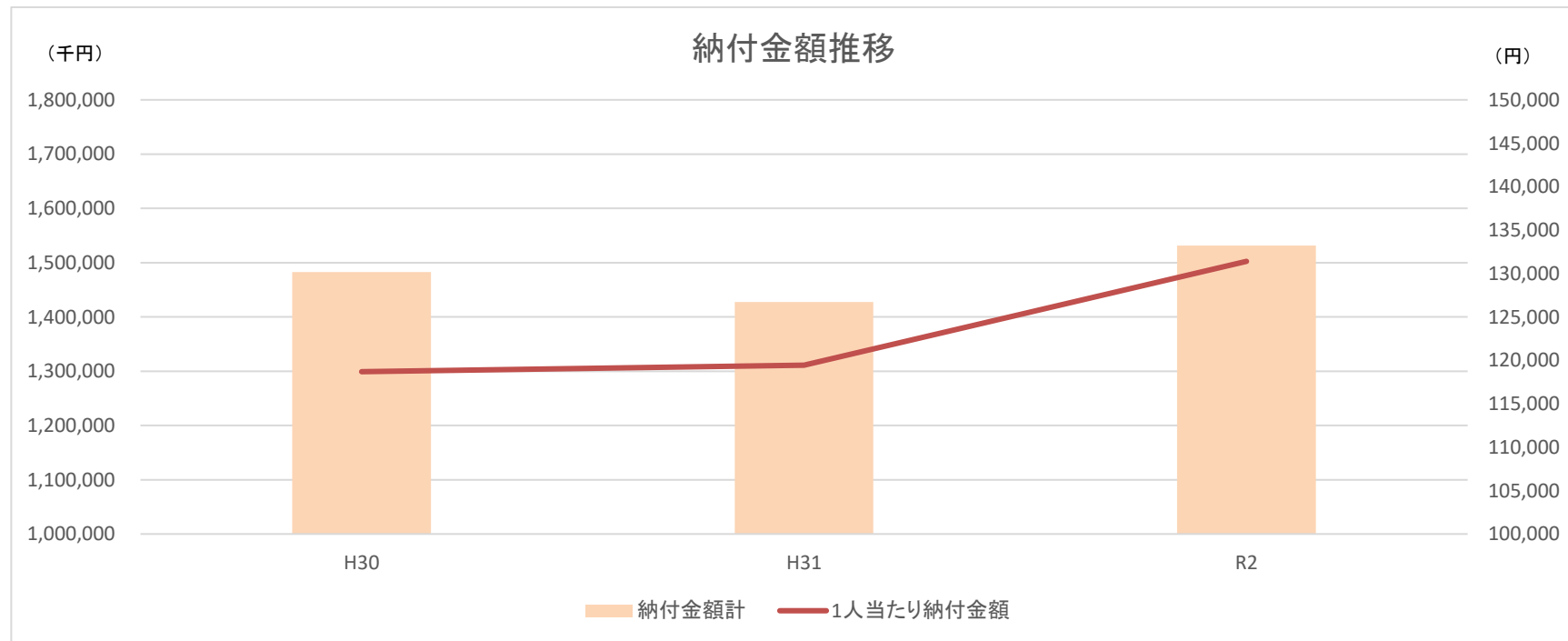
(2) 県に収める納付金額

	①R2年度	②H31年度	差(①-②)
医療分	1,095,631,730円	1,017,101,217円	78,530,513円
後期高齢者支援金分	332,135,558円	310,348,222円	21,787,336円
介護納付金分	103,685,685円	99,807,898円	3,877,787円
合計	1,531,452,973円	1,427,257,337円	104,195,636円

※介護納付金分は退職分を含むが、確定金額ではない。

2. 納付金額推移

		① H30年度	② H31年度	③ R2年度	差(③－②)	③／②
納付金額	医療分	1,050,509,087	1,017,101,217円	1,095,631,730円	78,530,513円	107.7%
		334,561,287	310,348,222円	332,135,558円	21,787,336円	107.0%
	介護納付金分	97,714,615	99,807,898円	103,685,685円	3,877,787円	103.9%
	計	1,482,784,989円	1,427,257,337円	1,531,452,973円	104,195,636円	107.3%
1人当たり納付金額		118,694円	119,426円	131,399円	11,973円	110.0%



3. 令和2年度概算収支見込み（現行税率で試算した場合）

歳入

（単位：百万円）

		R2年度 収支見込 (A)	H31年度 当初予算 (B)	増減 (A-B)	備考
保険 税	一般分	1,112	1,090	22	所得の増等
	退職分	0	0	0	
	計	1,112	1,090	22	
国庫支出金		2	0	2	
県支出金 (保険給付費分)		4,352	4,364	▲ 12	
県支出金 (努力支援等)		82	73	9	
一般会計繰入金		523	533	▲ 10	
その他		4	4	0	
合 計		6,075	6,064	11	

歳出

（単位：百万円）

		R2年度 収支見込 (C)	H31年度 当初予算 (D)	増減 (C-D)	備考
保険 給 付 費	一般分	4,350	4,350	0	
	退職分	3	16	▲ 13	被保険者数の減等
	その他	31	35	▲ 4	
	計	4,384	4,401	▲ 17	
国保事業費納付金		1,532	1,428	104	
保健事業費		68	67	1	
その他		118	169	▲ 51	
				0	
合 計		6,102	6,065	37	

歳入歳出差引額 ▲ 27 百万円

4. 古賀市の状況(見込み)

(1) 令和2年度の概算収支見込み

- ・令和2年度の単年度収支見込みは約2,700万円の赤字を見込む。

(2) 平成30年度決算及び平成31年度決算見込み

- ・平成30年度の実質黒字(翌年度精算額を控除後)は約2億円となる。
- ・平成31年度の決算でも黒字を見込む。

(3) 令和2年度予算(案)

- ・令和2年度の概算収支見込みの約2,700万円の収入不足分は、平成31年度から令和2年度への繰越金で対応可能である。

5. 今後の納付金(国保税)について

(1) 令和2年度以降の福岡県の納付金について(案)

- ・激変緩和措置の実施期間は、令和5年度までとする。
- ・納付金の算定における激変緩和対象の「一定割合」は段階的に上昇する見込みである。

※一定割合：平成28年度実績に基づく納付金相当額からの伸び率

(2) 福岡県の将来見通しについて(福岡県国保運協資料より)

- ・被保険者数は引き続き減少する。
- ・70歳以上の被保険者に団塊の世代が含まれることから保険給付費は当面高水準で推移する。
- ・その後、団塊の世代が徐々に後期高齢者医療制度に移行し、保険給付費・納付金総額は減少する。
- ・被保険者1人当たりの納付金は、平成28年度に比べ大きく増加する見込みである。

(3) 古賀市の納付金(国保税)について

- ・古賀市でも福岡県の推計と同様の傾向になることが推測される。
- ・被保険者への影響を考慮しつつ、令和3年度以降の税率改定を検討する。

2

その他

1. 国の動向(制度改正予定)について

(1) 国民健康保険税の賦課限度額の見直し(令和2年4月実施予定)

		改正後	
医療分	61万円	63万円	2万円引上げ
後期高齢者支援金分	19万円	19万円	
介護納付金分	16万円	17万円	1万円引上げ
合計	96万円	99万円	3万円引上げ

(2) 低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直し(令和2年4月実施予定)

	現行	改正後	
2割軽減	33万円+51万円×被保険者数	33万円+52万円×被保険者数	改正
5割軽減	33万円+28万円×被保険者数	33万円+28.5万円×被保険者数	改正
7割軽減	33万円	33万円	

【国民健康保険税賦課限度額の推移】

	医療分	後期高齢者 支援分	介護分	合計	引上げ額
平成20年度	47万円	12万円	9万円	68万円	3万円
平成21年度	47万円		10万円	69万円	1万円
平成22年度	50万円	13万円	10万円	73万円	4万円
平成23年度	51万円	14万円	12万円	77万円	4万円
平成24年度	51万円	14万円	12万円	77万円	—
平成25年度	51万円	14万円	12万円	77万円	—
平成26年度	51万円	16万円	14万円	81万円	4万円
平成27年度	52万円	17万円	16万円	85万円	4万円
平成28年度	54万円	19万円	16万円	89万円	4万円
平成29年度	54万円	19万円	16万円	89万円	—
平成30年度	58万円	19万円	16万円	93万円	4万円
平成31年度	61万円	19万円	16万円	96万円	3万円
令和 2年度(案)	63万円	19万円	17万円	99万円	3万円

○国保料(税)の賦課(課税)の限度額については、被用者保険のルール(※)とのバランスを考慮し、当面は超過世帯割合が1.5%に近づくように段階的に賦課限度額を引き上げているところ。

※最高等級の標準報酬月額に該当する被保険者の割合が0.5%~1.5%の間となるように法定されている。

国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直し

(国民健康保険税)

1. 大綱の概要

- I 国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を63万円（現行：61万円）に、介護納付金課税額に係る課税限度額を17万円（現行：16万円）に引き上げる。
- II 国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、次のとおりとする。
- ① 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を28.5万円（現行：28万円）に引き上げる。
 - ② 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を52万円（現行：51万円）に引き上げる。

2. 制度の内容

現行

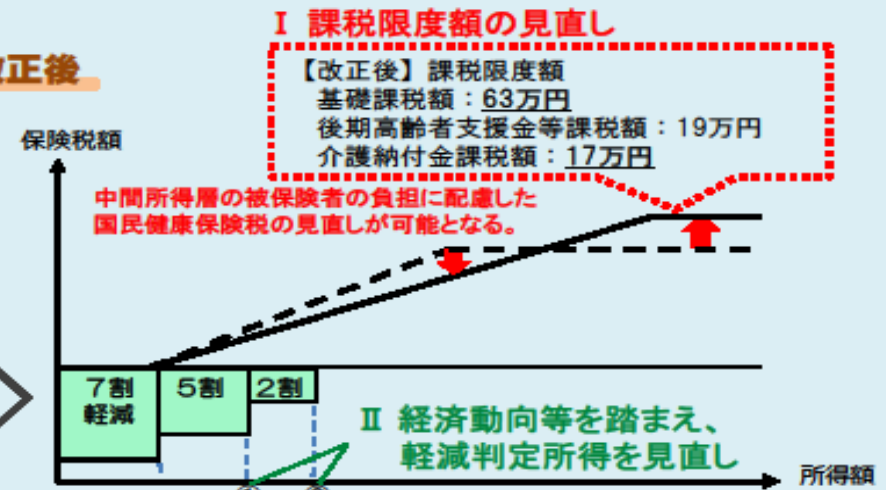


【現行】軽減判定所得

- 7割軽減基準額＝基礎控除額(33万円)
5割軽減基準額＝基礎控除額(33万円)＋28万円×(被保険者数*)
2割軽減基準額＝基礎控除額(33万円)＋51万円×(被保険者数*)

*被保険者数には、同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含む。

改正後



【改正後】軽減判定所得

- 7割軽減基準額＝基礎控除額(33万円)
5割軽減基準額＝基礎控除額(33万円)＋28.5万円×(被保険者数*)
2割軽減基準額＝基礎控除額(33万円)＋52万円×(被保険者数*)

国民健康保険税の課税について

古賀市役所 市民国保課

試算

平成31年度の国民健康保険税率は以下のようになります。

①医療分、②後期高齢者支援分、③介護分を合わせた形で納めていただくことになります。

① 医療分

所得割	前年分所得の	8.4 % (基礎控除33万円)
均等割	1人あたり	23,400 円
平等割	1世帯あたり	23,500 円
課税限度額		610,000 円

$$\begin{aligned} & \left(\overset{\text{所得額}}{\boxed{A}} - 330,000 \right) \times 8.4\% = \boxed{B} \\ \text{※1人あたり} \quad & 23,400\text{円} \times \boxed{C} \text{人} = \boxed{D} \\ \text{※1世帯あたり} \quad & \boxed{23,500} \\ \hline & \text{医療分合計} \quad \quad \quad \boxed{\text{①}} \end{aligned}$$

② 後期高齢者支援分

所得割	前年分所得の	2.9 % (基礎控除33万円)
均等割	1人あたり	8,400 円
平等割	1世帯あたり	8,500 円
課税限度額		190,000 円

$$\begin{aligned} & \left(\overset{\text{所得額}}{\boxed{A}} - 330,000 \right) \times 2.9\% = \boxed{E} \\ \text{※1人あたり} \quad & 8,400\text{円} \times \boxed{C} \text{人} = \boxed{F} \\ \text{※1世帯あたり} \quad & \boxed{8,500} \\ \hline & \text{後期高齢者支援分合計} \quad \quad \quad \boxed{\text{②}} \end{aligned}$$

③ 介護分(40歳～64歳)

所得割	前年分所得の	2.4 % (基礎控除33万円)
均等割	1人あたり	13,200 円
課税限度額		160,000 円

$$\begin{aligned} & \left(\overset{\text{所得額}}{\boxed{G}} - 330,000 \right) \times 2.4\% = \boxed{H} \\ \text{※1人あたり} \quad & 13,200\text{円} \times \boxed{I} \text{人} = \boxed{J} \\ \hline & \text{介護分合計} \quad \quad \quad \boxed{\text{③}} \end{aligned}$$

課税されています税額はその後に所得額などに変更が生じた時、
変更することがありますのでご了承下さい。

$$\begin{aligned} & \text{国民健康保険税合計} \quad \text{①} + \text{②} + \text{③} \quad \boxed{\text{④}} \\ & \text{(これはあくまで試算額です)} \\ & \text{(税率は変更になることがあります)} \end{aligned}$$

所得は総所得金額等(給与所得、年金所得などの合計)になります